

国土交通省自動車局長 殿

総務省行政評価局長

希望ナンバーの予約の有効期限の取扱いの改善（あっせん）

当省は、総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第1項第15号に基づき、行政機関等の業務に関する苦情の申出につき必要なあっせんを行っています。

この度、当省に対し、「自動車の希望ナンバー制度を利用して、海外自動車の抽選対象の希望番号に当選し、予約済証を受領したが、車の日本到着が当初予定よりも遅れ、予約済証の有効期限までに自動車の登録ができないことが判明したため、管轄の運輸支局に問い合わせたところ、有効期間（1か月）を延長することはできないと言われた。しかし、他の運輸支局で、期限延長を認めるところがあると聞いた。やむを得ない事情がある場合は有効期限を延長する取扱いをすべきである。」との申出がありました。

この申出を受け、総務大臣が開催する行政苦情救済推進会議において民間有識者の意見を聴取するなどして検討した結果、当局としては、下記のとおり、希望ナンバーの予約済証の有効期限の取扱いについて、改善措置を講ずる必要があると考えますので、御検討ください。

なお、これに対する貴省の措置結果等について、平成30年9月19日までにお知らせください。

記

1 ナンバープレート（自動車登録番号標）の交付と希望ナンバー制度について

(1) ナンバープレートの交付

ナンバープレートは、国が自動車の所有権と安全・環境基準への適合性を公証するためのものであり、新たに自動車の登録をした場合（新車、中古車）、所有者の転居等により地域名表示が変更となる場合等に交付される。

ナンバープレートには、使用の本拠、自動車の種類及び用途に応じた「地

域名」、「分類番号」及び「平仮名等」を付した上で、4桁以下のアラビア数字（以下「自動車ナンバー」という。）が表示される。

その交付は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づき、国土交通大臣が指定した者（交付代行者）が行っている。

(2) 希望ナンバー制度の概要

自動車ナンバーは、交付順による番号（一連指定番号）が付与されるのが原則であるが、自動車の所有者が希望する場合には、特定の番号（希望番号）が付与される。ただし、特に人気が高い番号（抽選対象希望番号）については、自家用自動車（レンタカーを除く。）に限り、毎週1回月曜日に抽選を行い、当選した場合のみ予約することができる。

なお、希望番号のナンバープレートについては、通常の一連指定番号のナンバープレートと異なり、一枚ずつの注文生産となるため、交付手数料が高く設定されており、例えば、東京での中型番号標（乗用車など）1組の交付手数料は、通常のもものは1,440円、希望ナンバーのもものは4,100円となっている。

(3) 希望ナンバーの抽選、予約の受付等の業務の運用

希望ナンバーの抽選、予約の受付等の業務は、交付代行者がナンバープレートの発注業務の一環として行っている。

その実施に当たっては、交付代行者は、「希望ナンバー制の導入について」（平成9年8月4日付け自管第61号自動車交通局技術安全部管理課長通達。以下「平成9年課長通達」という。）に基づき、希望番号予約業務運営要領（以下「運営要領」という。）を定めて、希望番号の予約業務の実施の方法について基本的事項を定める必要がある。

なお、平成9年課長通達には、交付手数料や予約の有効期限について、次のとおり記載されている。

- ・ 交付代行者は予約を受け付ける際に交付手数料を収受する
- ・ 予約を受け付けた時点で希望番号に係るナンバープレートが製作されることに鑑み、予約のキャンセル等により希望番号により登録が行われなかった場合でも交付手数料は返還しない
- ・ 抽選対象希望番号受付証及び希望番号予約済証には有効期限を付すこととし、当該有効期限を経過した場合には失効するものとする

(4) 希望ナンバーの予約等の手続

希望ナンバーの予約は、運輸支局等に隣接して設置されている交付代行者の「希望番号予約センター」の窓口で直接申し込むほか、郵送、ファックス又はインターネットにより申し込むことも可能である。

予約の申込み後（抽選対象希望番号を申し込んだ場合には、当選の通知を受けた後）、交付手数料を入金すると、希望番号とナンバープレートの交付を

受けられる期限を記載した予約済証が交付される。

運輸支局等に対し登録申請をする際に当該予約済証を提示すると、その番号で自動車登録が行われ、交付代行者からその番号のナンバープレートの交付を受けることとなる。

また、交付代行者が定めた運営要領においては、有効期間を経過した予約済証は失効し、その予約済証に係る番号のナンバープレートは、交付代行者が直ちに廃棄するとされている。

2 当局の調査結果

(1) 登録申請の窓口の対応

相談者が有効期限の延長を申し出た運輸支局を管轄する地方運輸局の管内では、登録申請の窓口で予約済証の有効期限の延長の申出があった場合には、運輸支局において、有効期限の延長の取扱いはできない旨を説明しているとされている。

別の地方運輸局では、申請者が申し出た延長の理由によっては、運輸支局が交付代行者に延長の可否を確認した上で、延長を認める対応を行う地方運輸局や、運輸支局では延長の可否を回答せず、申出人に交付代行者に延長の可否を確認するよう伝えている地方運輸局もあるなど、対応が区々となっている状況がみられた。

(2) 交付代行者の対応

任意に抽出した交付代行者 5 事業者（相談者が延長を申し出た運輸支局を管轄する地方運輸局又は延長を認める地方運輸局以外の地区の事業者）に、希望ナンバーの予約の有効期限の延長の問合せがあった場合の対応について確認したところ、いずれも、予約済証の有効期間を経過した場合はナンバープレートの交付を受けられない旨を説明しているとのことであった。

3 国土交通省の意見

(1) 予約済証の有効期間の設定と妥当性について

予約済証の有効期間については、各交付代行者が平成 9 年課長通達を踏まえ、次の点等を考慮してその長さを設定し、運営要領として定めているものであって、国が個別具体的にその長さの妥当性を審査しているものではない。

- ・ユーザーがナンバープレートの受け取りに来るために要する期間
- ・ナンバープレートを保管・管理するための施設の物理的容量

各交付代行者に寄せられる有効期間の延長の申出の件数は、年間数件から十数件程度であり、年間の希望ナンバーの交付件数約 710 万件のうち 0.0 数%程度と極めて少ないことから、ほとんどのユーザーは、現行の有効期間の長さで支障がないと言え、現状の 1 か月間という有効期間は妥当なもの

考える。

(2) 個々の事情により予約済証の有効期間の延長を認めることについて

個々の事情により予約済証の有効期間を延長する取扱いを認めることは、以下の課題について検討する必要がある、特に人気の高い抽選対象番号について有効期間の特例的な延長をする場合には、より慎重な検討が必要となる。

- ・ 有効期間の延長を安易に認めた場合、手元に自動車を用意できていない場合や登録手続の準備が整わないにもかかわらず特定の番号を専有することを目的にした番号の申込みを助長することとなり、他のユーザーに不利益を生じさせることになる。
- ・ また、ナンバープレートを長期間保管しなければならなくなった場合、交付代行者はプレートの保管場所を追加的に確保する必要がある
- ・ 上記のような事態を防止するためには、延長する理由の真偽や延長期間の妥当性を厳密に判断する必要があるが、これは、交付代行者に過度な負担をもたらすことになる。

また、本件相談の事案についてみると、輸入車の登録に当たっては、

- ・ 海外から我が国への輸送に要する期間
- ・ 港湾での税関手続等に要する期間
- ・ 港湾からディーラー、購入者への国内輸送に要する期間
- ・ 当該自動車を我が国の安全・環境基準に適合させるための改修・検査に要する期間

等を遅延のリスクを含めて考慮して行うのが通常である。そのため、これらの見通しが立たない輸入前の段階で、人気の高い番号の抽選に参加し、当該番号を押さえようとする者が輸入手続の遅れを理由に有効期間の延長を申し出た場合に、交付代行者が予約済証の有効期間を延長するに値する妥当な理由として取り扱うべきかという課題があると考えられる。

したがって、国土交通省としては、とある運輸支局管内の交付代行者で予約済証の有効期間の延長が認められたことをもって、他の交付代行者に対しても予約済証の有効期間の延長を認めるべきと指導することはできない。

4 改善の必要性

(1) 行政苦情救済推進会議の意見

希望ナンバー制度における予約済証の有効期間の取扱いについて、行政苦情救済推進会議に諮ったところ、次のような意見があった。

- ① 希望ナンバー制度は、サービスで行われているものであるから、利用者が利用しやすいように、柔軟な対応をすべきである。
- ② ローカルルールがあることの是正については、全国で画一的に有効期限の延長の取扱いを止めるべきではなく、全国の運輸支局で、特段の事情が

ある場合には有効期限の延長を認めるよう統一するのがよい。

- ③ 国土交通省において、有効期限の延長を認めるべき類型を整理して、平成9年課長通達に有効期限の例外的な取扱いを認める旨を加える又は交付代行者の運営要領にその旨を加えるよう働き掛けるのがよいと考えられる。

(2) 当局の意見

(1)の行政苦情救済推進会議の意見を踏まえて、当局が検討した結果、国土交通省は、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 希望ナンバーの予約済証の有効期限について、有効期限の延長の申出に応じている交付代行者の対応状況を参考にする等して、全国の運輸支局において、有効期限経過後も当該希望ナンバーでの登録申請が可能となるよう、交付代行者と調整すること。
- ② ①の調整に当たり、全国の運輸支局の取扱いが統一されるよう、平成9年課長通達又は運営要領に有効期限の延長の申出に応ずる場合がある旨を記載することを検討すること。